

- 鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂
米子、根雨保健所管内の受験者
米子市角盤町2丁目 米子保健所
- (2) 実地試験
鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者
鳥取市西町 鳥取家政高等学校
米子、根雨保健所管内の受験者
米子市角盤町 鳥取県立米子西高等学校
- 5 試験日科
(1) ふぐ処理師試験
ア 衛生関係法規
イ 公衆衛生学
ウ 食品衛生学
エ ふぐ処理の実地 (ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)
オ ふぐ調理師試験
カ 衛生関係法規
キ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
ク ふぐ調理の実地 (毒性臓器の鑑別を含む。)
- 6 試験手数料及びその納付方法
(1) 試験手数料 500円
(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可 発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県 (定価一冊一圓五三仙(送料を含む。))

- 7 試験当日の携行品
(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上せりり
(2) 実地試験 受験票、白衣、帽子、耐水性のはきもの及び白布又は三角巾
8 合格者の発表
実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日たるときは、その翌日の翌日)

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

告示 教育職員の免許状の授与

昭和四十一年鳥取県林業水産業経営調査要綱
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
地域森林計画の設定
土地改良事業計画の認可

- ◇教委告示 昭和四十二年鳥取県立幼稚園児募集要項
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇正 規 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則中訂正

告示

鳥取県告示第七百二十九号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条第一項の規定

に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。
昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗
免許状の種類 香 号 氏 名 本籍地
高等学校教諭一級普通免許状 昭四一高一普第二号 川口つや子 鳥取県

鳥取県告示第七百三十号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。
昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗
免許状の種類 香 号 氏 名 本籍地
幼稚園助教諭免許状 昭四一幼助第二号 加藤 公子 鳥取県

鳥取県告示第七百三十一号
鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十一年鳥取県林業水産業経営調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。
昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年鳥取県林業水産業経営調査要綱
一 調査の目的

この調査は、昭和四十一年の本県における林業又は水産業を営む事業所の経営の実態をとらえ、県民所得推計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

- 二 調査の範囲

この調査は、本県において林業又は水産業を営む事業所のうち、知事が別に定める抽出方法によつて選定したものについて行なう。
- 三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 林業
 - イ 事業内容
 - ロ 生産量
 - ハ 損益計算
 - ニ 従業者数
 - ホ 年間設備投資額
- 2 水産業
 - イ 事業内容
 - ロ 使用漁船隻数
 - ハ 資産負債及び資本
 - ニ 損益計算
 - ホ 従業者数
 - ヘ 年間設備投資額
 - ト 漁業従事日数
- 四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和四十一年一月一日から十二月三十一日までとする。

一日までとする。

- 五 調査の方法

この調査は、知事が調査員を通じて行なうものとし、所定の調査票により被調査者が所定事項を記入する方法で行なう。
- 六 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、昭和四十二年二月二十八日までに事業所の所在する市町村の長を経由して知事に提出するものとする。
- 七 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第七百三十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業報酬の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 診療所の名称 | 所在地 | 法第三十七条第五項の規定による申出の受理の都道府県名 | 年 月 日 |
|--------|----------|----------------------------|-------------|
| 医療法人清和 | 倉吉市東岩倉町二 | 岡山県 | 昭和四十一年十二月一日 |
| 会垣田病院 | 二七七 | 岡山県 | 十二月一日 |
| 越智内科医院 | 米子市加茂町一ノ | 全都道府県 | 十二月七日 |

鳥取県告示第七百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、鳥取森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 公表の場所
 - 鳥取県農林部林務課
 - 鳥取県鳥取地方農林振興局
 - 鳥取県八頭地方農林振興局

鳥取県告示第七百三十四号

昭和四十一年十月二十五日付けで鳥取市東品治二六番地鳥取市農業協同組合組合長理事 加藤重蔵から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十二月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十五号

昭和四十一年十月二十五日付けで鳥取市桂木二九三番地津井農業協同組合組合長理事 藤原博光から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十二月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十六号

昭和四十一年十月二十五日付けで鳥取市古郡家一〇五番地の一米里農業協同組合組合長理事 下田一清から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

- 六 入園許可者の決定方法
入園志願者数が募集園児数をこえたときは、抽せんにより入園許可者を決定する。
- 七 抽せんの実施期日等
1 抽せんは、次の期日及び場所において行なう。
（イ）実施日時 昭和四十二年一月十五日（日）午前十時から 四才児 午後一時から 五才児
（ロ）実施場所 県立久松幼稚園
（ハ）実施場所 県立久松幼稚園
2 抽せんの方法
抽せんは、受付番号票と引換えに行ない、抽せんの順序は、抽せんによつて決定する。
- 八 入園許可者の発表
抽せんの結果、入園許可者と決定した者の氏名は、次のとおり発表する。
- 九 その他
1 昭和四十三年度は、五才児約三十人及び四才児約九十人を、昭和四十四年度以降は四才児のみ約九十人を募集する予定である。
2 この要項に関する質疑は、県立久松幼稚園（電話鳥取局三二五二番）に行なうこと。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県公安委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年一月十九日 午前十時から
鳥取市東町 鳥取県警察本部内（県庁七階）
鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市賀露町一七〇三 橋 尾 正 義
- 2 鳥取市秋里八二一 伊 佐 田 直 代 志
- 3 鳥取市寺町 共栄荘アパート内 日 下 部 義 秋
- 4 鳥取市桶屋町三七 岡 田 哲 哲
- 5 鳥取市田島四七九 田 川 武 雄
- 6 鳥取市古市二二 李 賢 基
- 7 鳥取市尾崎一八 稻 村 勉
- 8 鳥取市立川二丁目四五四 吉 岡 節 央
- 9 鳥取市藤片原五四 森 元 賢 賢
- 10 鳥取市川外大工町二〇の一 舟 川 孝 孝
- 11 鳥取市吉成六八五の一 岡 垣 重 隆
- 12 鳥取市吉方七〇二 橋 本 義 彦

- 昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
 - 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十二月二十七日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十七号

羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月二十一日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。
昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号

昭和四十二年鳥取県立幼稚園の園児を次の要項により募集する。
昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一 募集幼稚園 鳥取市東町一丁目

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園（以下「県立久松幼稚園」という。）

- 二 応募資格 昭和三十六年四月二日から昭和三十七年四月一日までに出生した者（以下「五才児」という。）
昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日までに出生した者（以下「四才児」という。）
いずれも心身に障害がなく、集団生活に適応できる者
- 三 募集園児数 約百二十人（五才児約六十人 四才児約六十人）
- 四 入園志願書用紙の交付
入園を志願しようとする者の保護者は、次の期日及び場所において、入園志願書用紙の交付を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情で当日交付を受けられない者は、入園志願書受付期間中に交付を受けなければならない。

- 1 交付日時 昭和四十二年一月九日（月）午後二時
- 2 交付場所 県立久松幼稚園
- 五 入園志願書の受付
1 入園志願書の受付期間等は、次のとおりとし、入園志願者の保護者（代理人はいけなない。）が持参しなければならない。
（イ）受付の期間及び時間
昭和四十二年一月十日（火）から昭和四十二年一月十三日（金）までのうち、毎日午後二時三十分から午後四時三十分までとする。
ただし、一月十三日は午後一時から午後三時までとする。
（ロ）受付場所 県立久松幼稚園
2 入園志願書を受け付けたときは、受付番号票を交付する。

| | | |
|----|-----------------|------|
| 13 | 鳥取市叶七九の一 | 重岡貞生 |
| 14 | 岩美郡国府町大字広西三八九 | 山口巖 |
| 15 | 八頭郡那家町大字落岩一八二 | 勝原篤利 |
| 16 | 八頭郡那家町大字福地三四五 | 田中康雄 |
| 17 | 八頭郡八東町大字妻鹿野一〇二 | 木嶋忠義 |
| 18 | 八頭郡八東町大字富枝二七七 | 山根嘉久 |
| 19 | 八頭郡智頭町大字智頭一一八 | 西尾克美 |
| 20 | 気高郡青谷町大字山田一八一 | 伊藤藤克 |
| 21 | 気高郡青谷町大字絹見二〇一 | 石谷伸美 |
| 22 | 気高郡鹿野町大字寺内二七一の一 | 田村亨 |
| 23 | 東伯郡東郷町大字佐美一一九の一 | 時岡照二 |
| 24 | 鳥取市立川二丁目二一九 | 田中一子 |
| 25 | 鳥取市吉岡温泉町八九三の四 | 影井正雄 |
| 26 | 岩美郡福部村大字湯山二二 | 飼牛規幸 |
| 27 | 倉吉市国府町五四九の二 | 原田幸則 |
| 28 | 東伯郡北条町大字米里五七三 | 山下隆 |
| 29 | 西伯郡大山町大字赤松一一九七 | 椎木勝好 |

鳥取県公安委員会告示第五十一号
 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七条第一項及び第四十五条第一項第六号の規定に基づき、次のとおり車両の通行を禁止し、及び車両の駐車を禁止する。
 昭和四十一年十二月二十七日
 鳥取県公安委員会委員長 沢住辰蔵

第一 車両の通行禁止

| 期 間 | 区 域 | 対 象 | 理 由 |
|----------------------------|--|-----|-----------------------------------|
| 昭和四十二年一月一日から昭和四十二年三月三十一日まで | 鳥取県米子市大山線(バイパス)から大山町(二九〇番地)までの間(同町二九〇番地先を除外) | 車両 | 道路の積雪又は凍結による通行の危険を防止し、交通安全を確保するため |

第二 駐車禁止

1 車両の駐車禁止する期間、場所等

| 期 間 | 場 所 | 対 象 | 理 由 |
|----------------------------|---|-----|-----------------------------------|
| 昭和四十二年一月一日から昭和四十二年三月三十一日まで | 鳥取県大山町(一〇二番地)から同町(一〇三番地)までの間(同町一〇二番地先を除外) | 車両 | 道路の積雪又は凍結による通行の危険を防止し、交通安全を確保するため |

- 2 駐車禁止に対する特例
- 緊急自動車
 - 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中のもの
 - 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)に基づく汚物収集のため使用中のもの
 - 急患に対する医師の往診のため使用中のもの
 - 犯罪捜査、交通事故捜査又は検証、実況見分等警察(検査)活動のため使用中のもの

六 道路信号機、道路標識等の設置又は管理のため使用中のもの

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年十二月二十七日
 鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第四十二号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の知事の事務部局の労政事務所の項中

| | |
|-----|-------|
| 主 長 | に改める。 |
| 副 長 | を |

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

正 誤

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十一年十二月鳥取県公安委員会規則第四号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

| 頁 | 誤 | 正 |
|----|--------|-------|
| 十二 | 「大字中井」 | 「中井」 |
| 十五 | 「和田町」 | 「和田町」 |